



# あそぬま城くるみ保育園（重要事項説明書）

令和7年6月26日現在

## 1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 とちのみ会
所 在 地	栃木県 佐野市 浅沼町 146番地5
電 話 番 号	0283-86-7888（法人本部）
代 表 者 氏 名	理事長 高澤 茂夫

## 2. 事業の目的

あそぬま城くるみ保育園（以下、当園と言います。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援及び地域との連携により、健やかな子どもの育ちを育む保育を行うことを目的とします。

## 3. 運営方針

保育を通して仕事と子育ての両立を支援し、子ども同士が集団の中で育ち合う環境を整えます。子育ての不安や孤立を解消し、安心して子育てができるように地域とともに子育て支援ができる保育をおこないます。

地域との交流が希薄する今日、当施設を地域と見立て、乳幼児を連れた保護者、外で遊びたい子ども、地域の方々が散歩で気軽に立ち寄れる環境整備を行ない、保育に取り組みます。

### ◆保育理念

- ・子どもの権利の視点に立った保育を実践し、地域社会や保護者と力を合わせて子どもの最善の利益を実現します。
- ・子ども一人ひとりに愛情をもって関わり、健やかな育ちを援助します。

### ◆保育方針

- ・一人ひとりの子どもの家庭環境に配慮しながら、個性や発達を理解し、丁寧な保育をします。
- ・安心安全な生活ができる環境と、子どもがのびのびと自己を発揮し、次のステージにつながる保育をします。
- ・保護者、地域とのつながりを大切にし、子育て相談ができる信頼関係を築き、ともに子育てをしていきます。

### ◆保育目標

- ・生活や遊びを通して、豊かな感性をもち表現できる力を育む。
- ・一人ひとりの子どもとの情緒的な関わりを通して、人間関係の基礎である愛着の形成を図る。

## 4. 提供する保育等の内容

- ☆0歳児 特定の保育者との信頼関係をもとに、人のかかわりを喜び、自発的に遊んだり、自己主張を活発にできるようにします。
- ☆1歳児 一人ひとりの個性を大切にし、甘えや依存の要求を満たし、安心して過ごせるようにします。
- ☆2歳児 基本的な生活習慣を身につけ、自分の思いを言葉で表現できるようにします。模倣やごっこ遊びを通して、友だちとのかかわりをひろげていきます。

☆相談支援 法人内の心理士、言語聴覚士、看護師等の発達相談・言語相談などを受けることもできます。不安を解消し安心して、子育てに向き合えるようお手伝いします。

## 5. 保育園の概要

種 別	認可保育園（小規模保育事業A型）		
施設 の 名 称	フロム浅沼 あそぬま城くるみ保育園		
所 在 地	〒327-0831 栃木県 佐野市 浅沼町 146 番地 5		
開 設 年 月 日	平成29年7月1日		
電話番号/メールアドレス	電話 080-4932-7459 夜間・休日 0283 (25) 8900 (フロム浅沼内くるみ保育園) メールアドレス t.f-kurumi@sctv.jp		
施設 長 氏 名	金原 幸江		
利用定員（年齢別）	19名（0歳児）4人（1歳児）7人（2歳児）8人		
実施する事業の種類	すこやか保育(2歳以上)		
認 可 年 月 日	平成30年4月1日		
敷 地	敷 地 全 体	8628.00 m <sup>2</sup>	
	屋 外 遊 戯 場	279.91 m <sup>2</sup>	
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造り	
	延床面積 151.19 m <sup>2</sup>	乳 児 室	13.6 m <sup>2</sup>
		ほ ぶ く 室	38.7 m <sup>2</sup>
	保 育 室	26.3 m <sup>2</sup>	
そ の 他 の 設 備	沐浴室・幼児トイレ・調乳室 相談室・医務室（敷地内：中央棟2階）		
耐 震 診 断 の 実 施	有 ・ 無		
嘱 託 医	小 児 科	柳川小児科医院 佐野市赤坂町 186	柳川悦子 電話 0283-22-0516
	歯 科	楡井歯科医院 佐野市戸奈良町 512-4	楡井 理 電話 0283-62-5588

## 7. 開園日、開園時間及び休園日

開 園 日 ・ 開 園 時 間	月曜日から金曜日	7時30分～18時30分	
	土曜日	7時30分～18時30分	
保 育 時 間	保育短時間	平 日	8時30分～16時30分
		土 曜 日	8時30分～16時30分
	延長保育		7時30分～ 8時30分
			16時30分～18時30分
保育標準時間	平 日	7時30分～18時30分	
	土 曜 日	7時30分～18時30分	
休 園 日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)		

## 8. 職員体制

職 種	常 勤		非 常 勤	
	員 数	備 考	員 数	備 考
園 長	1 人			
保 育 士	6 人	クラス担任	1 人	早番担当
調 理 員	1 人		2 人	

## 9. 連携施設

施 設 名	住所	連携内容
とちのみ堀米保育園	〒327-0843 佐野市堀米町 990 番地 1	園舎・園庭で遊ぶ 行事等の交流を図るなど

## 10. 給食等について

- ・乳児期のすこやかな心身の発達と成長のために、毎日の食事が大切な役割を果たします。
- ・子どもたちの栄養面、個人的な発達の特徴などの特性や個別性を理解し、安全面に十分配慮し自園調理をします。

提 供 方 法	自園調理
献 立	毎月、月末に、翌月の献立表を配布
離 乳 食 対 応	6ヶ月から家庭と連携をとって対応
ア レ ル ギ ー 対 応	食材によって除去食

### ■アレルギー対応食

- ①保護者からの申し出により、医師の診断書や指示書に基づいて行います。
- ②医師の診断書や指示書は、1歳未満：3か月ごと、1歳以上：6か月ごとに提出をお願いします。
- ③給食の提供は、集団給食の中で除去食を基本とします。
- ④除去の状況や内容に変更があった場合は、指示書の再提出をお願いします。
- ⑤除去食の対応を円滑かつ効果的に行うために、保護者、園長及び担任、調理師との連携を充分図り、協議しながら行います。

## 11. 年間行事予定

月	行 事	月	行 事
4	入園歓迎会	10	運動会ごっこ
5	こどもの日・園外保育	11	園外保育
6	噴水開き・とちのみ祭り	12	クリスマス会・発表会
7	七夕まつり	1	お正月あそび
8		2	節分（豆まき）
9	親子ふれあいの日 (保育参観)	3	ひなまつり お別れ会・卒園式

毎月の行事：誕生会・身体測定・避難訓練・交通安全指導・防犯訓練(年4回)

その他：内科健診・歯科検診・尿検査(年2回)

## 12. 保護者との連絡について

- ・当園での状況を互いに確認し合うため、朝晩の登降園時に連絡を取り合ったり、体調を問診したりします。また、日頃のようすは連絡帳を活用します。
- ・毎月、月初めに、園だよりを発行し、月の行事予定や連絡事項などをお知らせします。

### 13. 当園の利用に際し留意していただきたいこと

#### (1) 登園、降園について

- ・送迎は原則として、保護者の方をお願いします。
- ・朝は、9時30分までに登園してください。
- ・欠席、遅くなる時は、必ず8時30分までに連絡をしてください。
- ・お迎えが、いつもの方と異なる時は、必ず連絡してください。  
\*連絡がない場合は、確認ができるまでお渡しできない場合があります。
- ・保育園の周辺は、住宅街で道路の狭い場所もあります。近所の方とお互い安心して過ごせるよう、マナーを守って安全運転を心掛けてください。特に、施設内・施設の出入り口付近は徐行運転をお願いします。
- ・全ての持ち物に、記名をお願いします。
- ・お子様は、大人が思っている以上に汗かきです。薄着を心がけましょう。特に、上着等厚手の物は動きにくく、転倒の危険があります。軽くて動きやすいものを選びましょう。
- ・フード付きの上着、ひも付きのズボンやトレーナー等は、遊具にからまりやすく危険です。無い物を選びましょう。

#### (2) 健康について

- ・規則正しい生活をこころがけてください。
- ・保育中に体の具合が悪くなったり、怪我等をした時には連絡しますので、状況によってはお迎えに来ていただくことがあります。必ず、連絡の取れる連絡先をお知らせください。
- ・保育園は集団生活の場です。発熱や嘔吐・下痢・発疹などの症状がある場合は医師の許可を得てから登園してください。また、感染症にかかった場合は「医師意見書」が必要です。病院で発行された書類を提出してから登園してください。(はしか、水ぼうそう、インフルエンザ、コロナウィルス感染等)
- ・お子さまが発熱した方がいた場合、**平熱**に下がってから**24時間**は登園を控えてください。
- ・**予防接種**はワクチンを接種することによって、病気に対する抵抗力をつける物です。お子さんを病気から守るだけでなく、病気を広めないためにも、予防接種を受けましょう。接種後は、ご家庭で様子を見てください。
- ・保育園では入園時の他、嘱託医(内科・歯科)による健康診断を年2回実施しています。その他、尿検査(全員)を行いますので、ご家庭での採取にご協力ください。
- ・**与薬**は「医療行為」のため、保育園では原則として行うことができません。

① 医療機関を受診する際は、保育園に通っていることを医師に伝え、家庭で服用できるようにご相談ください。(朝・晩または、朝・夕・寝る前など)

※医師の判断により、集団保育可能で尚且つ、保育時間中の与薬が必要な場合は、**与薬依頼票(薬剤情報提供書も添付)**の提出をお願いします。

※取り扱う薬は、医師が処方し調剤したものに限り、保護者の方の個人的な判断で持参した薬は、対応できません。

② **1回分の薬**に記名をして、必ず**職員に手渡**してください。

※使用する薬は、当日分のみ持参してください。

点眼薬・軟膏は1週間用の「与薬依頼票」でお預かりします。

(3) その他

- ・家庭の状況や就労状況等が変わったときは、必ず連絡をして下さい。変更申請や届出が必要となる場合があります。
- ・転居その他の理由で保育園を退園する時は、分かった時点で必ず連絡をして下さい。

14. 利用の開始及び終了について

・当園の利用は、市町村から送付された「利用調整結果通知書」に記載された期日から開始し、次の場合に終了となります。

- ①満3歳に達す年度の年度末。
- ②保育を必要とする要件に該当しなくなったとき。
- ③その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき。

15. 利用者負担(利用料金・支払方法)

(1) 保育料・口座振替(毎月10日に引き落とし) 足利銀行 指定口座

保育料は保護者が居住する市町村が定める額になります。

(0歳児～2歳児：保育料の中に、主食代と副食代が入っています。)

(2) 実費徴収・現金払い

保育料の他に保護者にご負担いただくものとして、次のものがあります。

- ① 保護者会費 毎月 : 400円(誕生会、行事・卒園・進級のプレゼント等)
- ② 教材費等 入園時: 2000円(カラー帽子・連絡帳・ケース等)  
進級時: 1000円(連絡帳等)

③ 延長保育料

・「保育短時間認定」の場合、8時30以前の登園や16時30分以降の降園は、1時間300円がかかります。

16. 緊急時における対応方法

・当園の危機管理マニュアルに基づき、緊急の内容に応じた対応をいたします。

緊急連絡先の把握の際には、保護者の連絡先の他、第2・第3の連絡先、及びお子さんのかかりつけ医師の連絡先も届出をお願いします。

- ① お子様の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにお子様の保護者等に連絡をするとともに、嘱託医又は子どものかかりつけ医師に相談する等の措置をします。
- ② 事故が発生した場合は、とちのみ会本部、佐野市保育課に連絡するとともに、必要な措置をします。
- ② 賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

17. 非常災害時の対策

・非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回、避難訓練やその他の必要な訓練を実施しています。

消 防 計 画 作 成 (変更)届出書	佐野消防署 平成29年 8月14日届出	
	防 火 管 理 者	氏 名 島田 泰利
避 難 訓 練	火災、地震などを想定した避難訓練を月1回実施します。	
防 災 設 備	自動火災報知器、煙感知器、誘導灯、消火器	
避 難 場 所	第1避難場所：園舎東側	第2避難場所：園舎南西側

## 18. 倍書責任保険の加入

- (1) 保 険 会 社 あいおい損保
- (2) 保 険 の 種 類 火災保険、賠償責任保険

## 19. 要望・苦情等に関する相談窓口

・登園、または職員に対する苦情や疑問、ご要望にかかわる窓口を以下のとおりに設置しています。

### ① 受付責任者

氏名：金原 幸江（役職：園長）

### ② 解決責任者

氏名：高澤 茂夫（役職：とちのみ会統括施設長）

### ③ 第三者委員

氏名：蓼沼 堅寿（役職：蓼沼不動産鑑定事務所所長）

氏名：中山 文雄（役職：佐野市の青少年とともに育つ市民の会）

## 20. 虐待防止のための対応

・虐待防止啓発のために研修会への参加等をする中で、職員への周知を図っています。  
また、児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図ります。

### ① 虐待防止に関する相談窓口 高澤茂夫・金原幸江

TEL 0283-25-8900

FAX 0283-25-8901

## 21. 個人情報の取り扱いについて

園児及びその家族の個人情報の取り扱いについて、その重要性を十分認識し、個人情報の保護に努めます。なお、次の場合は、必要最小限の範囲内で個人情報を使用します。

- ・転園先等への円滑な移行・接続が図れるよう、入園する予定の保育園や幼稚園等との間で情報を共有する場合
- ・兄弟姉妹が別の園等に在籍する場合において、当園との間で必要な連絡調整を行う場合
- ・緊急時において、病院その他の関係機関に対して必要な情報提供を行う場合
- ・災害共済給付の加入及び給付の請求を行う場合

※園児や保護者の写真等について、広報などに掲載することがありますが、掲載に不都合がある場合は、お知らせください。

※保護者の方が、行事等で撮影した写真、動画等についてブログや投稿サイト等に掲載する場合は、映っている全ての方の了承を必ず得てください。